

台風が心配された中国・四国地区盲学校弁論大会ですが、みなさんの熱い思いが届き、無事開催されました。今回の人権キャリアだよりは、弁論大会の校内予選の様子と本校の人権教育の各学部の目標や取り組みについて、そして今年度から施行されている「障害者総合支援法」や障害福祉サービスについて紹介します。

## 本校の人権教育について



### ◎各学部の目標

#### ○幼稚部

親しい人とのかかわりを通して、愛着関係を築き、自尊感情を育成するとともに、自らの意思を表現して意欲的に取り組もうとする態度を育てる。

#### ○小学部

学習や生活に意欲や根気をもって取り組む態度を育むとともに、友だちへの意識を高め、互いを大切にする心を養う。また、身の回りや社会にある様々な不合理や矛盾、差別に気づき、解決に向けて行動する態度を育成する。

#### ○中学部

人間の尊厳と平等の精神に基づいて、差別から子どもたちを守り発達を支援するとともに、お互いを尊重し、偏見や差別のない公正公平な態度の基盤を養う。

#### ○高等部

人権問題を幅広い立場から学び、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決する意欲と実践力を養い、差別に打ち勝つ強い意志と差別を許さない態度を育てる。

### ◎取り組みの具体例

〈幼稚部〉では、「お誕生会」を参観日に行っています。

命の大切さ、自尊感情の育成を目標としています。保護者からのメッセージや友だちからのプレゼントに「うれしいなあ」と照れながらつぶやく子どもの姿も見られました。

〈小学部〉では、「母の日」「父の日」にプレゼントを作りました。

生命の尊重を目標として、家族のことを考えながら「ありがとう」の気持ちを、作品や言葉で表現しました。お父さん、お母さんからうれしい声が聞かれました。

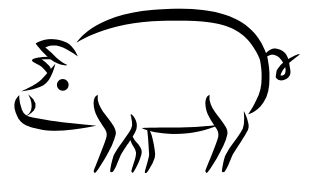
# 中国・四国地区盲学校弁論大会校内予選レポート

6月に開催された中国・四国地区盲学校弁論大会の校内予選会が、5月15日に行われました。中学部、高等部の生徒が出場し、それぞれの思いを観衆に語りかけました。



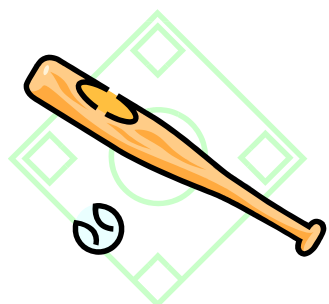
最優秀賞、優秀賞に選ばれた弁論はともに自らの障害が進行し、今までの職場から盲学校へ入学するまでの経緯について発表しました。徐々に視力が低下して行く中で思い悩み、盲学校の存在を知り、家族や職場の友人のサポートを受け、新たな職業としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を目指すことを最後に訴えました。

今回発表された弁論を命と生き甲斐にまとめて紹介します。養豚を通じて命について語った弁論では生まれたときから豚に接し、子豚の頃世話をしていたこと、食肉加工のために出荷されるまでの様子を自分の気持ちを重ねながら発表しました。人間は他の生命から摂取した栄養がなければ生きてゆくことができません。そのことを痛感させられた内容でした。



次に生き甲斐を取り上げた弁論です。柔道・写真・釣り・プロ野球・徳島・映画に関する内容について発表されました。その中で「視覚障害者にこそ生き甲斐がひつようである。」という主張がありました。視覚に障害があるとできることが少なくな

なるのは現実として受け止めなければなりません。今回の弁論ではそれぞれができることで生き甲斐を感じ、生き生きと楽しんでいる姿が想像できました。



## ～障害者総合支援法 ちょこっとおさらい～



「障害者自立支援法」が、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。概要の中の私たちに関わりの多い部分を押さえておきましょう。

### ★障害支援区分の創設★

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

### ★障害者に対する支援★

- (1) 重度訪問介護の対象拡大
- (2) 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- (3) 地域移行支援の対象拡大 等

これらの事項については、平成26年4月1日が施行期日となっています。また、障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途に検討される内容もあります。障害者総合支援法について、今後の動向に注目していきましょう。詳しくは、徳島県障害福祉課のHPをご覧ください。

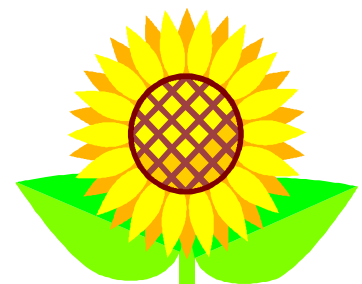
## ～障害福祉サービスを利用しよう～

### ★本校の障害福祉サービス利用状況は？★

本校の幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科）では、全体の67%の幼児・児童・生徒が障害福祉サービスを利用していました。

### ★利用しているサービスの種類は？★

- （地域生活支援事業）日中一時支援・移動支援
- （自立支援給付）居宅介護・短期入所支援
- （障害児通所支援）放課後等デイサービス



その他、かかりつけ医の指示書をもって訪問看護を利用されている人もいます。それぞれの幼児・児童・生徒や家庭のニーズに合わせて、利用されているようです。特に、放課後等デイサービスは、昨年度より、学校に迎えに来てくれる利用ができるところが増え、利用しやすくなっているようです。

### ★実際にサービスを利用されている先生にインタビュー★

〈いつからどんなサービスを利用していますか？〉

3～4年前から居宅介護で、家事援助を利用しています。  
内容は、主に部屋の掃除と日用品の買い物をお願いしています。



〈どんなきっかけで利用を始めましたか？〉

見えない汚れがあり、管理が大変だと感じていたところ、大家さんのすすめで利用を始めました。

〈利用しての感想を教えてください〉

ヘルパーさんが来ることに気がつかう面もあるので、自分の負担にならないように回数や時間を調整しています。

自分でできることはする。でも、限界があるので手伝ってもらう。他者をお願いすることで、反対に自分のできることはきちんとしようという意識を持つことができます。

〈生徒や保護者の皆さんに一言〉

支援を受けることに抵抗がある人もいるかもしれませんが、自分でできること、難しいことを理解して、勇気を持って他者の力を借りてみましょう。災害時の登録をしておくことや、近くの民生委員に知ってもらっておくことも大切ですね。

将来の生活を見据え、本人のことを理解し、支援してくれる人を増やしておく、本人がいろいろな人に支援をしてもらうことに慣れておくことはとても大切なことです。**地域の相談支援事業所（それぞれ市町村が委託している事業所があります。福祉のしおり参照）**では、手続きをどうしたらよいか、何のサービスを利用したらよいか、どんな事業所があるのか等、支援してくれます。ぜひ、相談してみましょう。